日本の自治・かわさきの未来



川崎市庁舎

2014.11.8(土) かわさきの未来を考える 市民フォーラム 礒崎初仁(中央大学)

- 1 地方分権の20年と川崎の現在
- ①イギリスと日本一地方分権が進んでいるのはどっち?

【イギリスの地方自治】

•19世紀:地方自治「黄金の時代」

例:ブライス「地方自治は民主主義の学校」



- -1980年代~: ①大都市圏のカウンティ(広域自治体)の廃止
 - ②行政改革の押しつけ(民営化、自治体評価)
 - ③税財源の不足

← 背景:ウエストミンスター議会(国会)の絶対性



私の印象:日本の方が「分権的」!?

②地方分権改革の20年一何が変わったのか

大区分	改革	時期	主な改革
第1期分権改	第1次分 権改革	_	①機関委任事務の廃止 ②関与のルール化と係争処理制度
革	三位一体 改革	_	①国庫補助金の整理縮小 ②国から地方への税源移譲 ③地方交付税制度の見直し
第 在 湖			①法令の義務付け・枠付けの見直し ②都道府県から市町村への権限移譲
	地域主権 改革	_	①、②上記の継続 ③国と地方の協議の場の法制化
			①義務付け・枠付け見直し等 ②地方分権改革の総括

- ●分権改革で変わったこと
 - ①自治体の法的な立場(権限)を明確化
 - ➡ 国と自治体が「対等・協力の関係」に
 - ②個別法による自治体への規制を一部緩和
 - ➡自治体の条例に委任
- ●分権改革で変わらなかったこと
 - ①個別法による自治体への規制(規律密度)
 - ②税財政の分権(税源移譲、補助金縮小)
 - ③住民や自治体職員・議員の意識(国への依存)
- →変わったのは制度。活用しなければ変化はない。

③広がってきた条例づくり一政策法務ってなに?

- ●地方分権で拡大した権限
 - ①法令解釈権(行政権)
 - ②条例制定権(立法権)
 - → ①はあまり活用していないが、分権の流れの中で②を活用しようという動きが広がった
- ●政策法務=自治体が与えられた権限を活用して、 地域の政策を実現しようとする取組み

例:・まちづくり条例

- •地域福祉条例
- •自治基本条例
- •空き家対策条例

④日本の政策をリードしてきた先進自治体・かわさき

1972年 川崎市公害防止条例施行

1977年 環境アセスメント条例施行(全国初)

1984年 情報公開制度実施

1990年 市民オンブズマン制度実施

1996年 外国人市民代表者会議開始

2001年 子どもの権利条例施行

2002年 人権オンブズパーソン制度創設

2005年 川崎市自治基本条例施行

2005年 宮前区長に民間人を登用(政令市初)

2006年 川崎市区民会議条例施行

(出典) 川崎市『市勢要覧 2014年度』「歴史とあゆみ」

⑤自治のルールをつくる! - 「自治体の憲法」

川崎市自治基本条例の概要

第一章 絵則

1 目的(第1条)

市民自治の確立

2 位置付け等(第2条)

最高規範性

3 定義(第3条)

市民/参加/協働

4 基本理念(第4条)

市民自治の確立を目指すための基本理念

5 自治運営の基本原則(第5条)

情報共有の原則/参加の原則/協働の原則

第二章 自治運営を担う主体の役割・責務等

1 市民(第6~9条)

〇市民の権利

〇市民の責務

〇事業者の社会的責任 〇コミュニティの尊重等

2 議会(第10~12条)

〇議会の設置

〇議会の権限・責務

〇議員の責務

3 市長等(第13~22条)

市長等

行政運営等

〇市長の設置

〇行政運営の基本等 〇財政運営等

〇市長等の権限・責務等

〇評価 〇苦情、不服等に対する措置

〇区及び区役所の設置

〇区長の設置・役割

〇必要な組織の整備等 〇区民会議

第三章 自治運営の基本原則に基づく制度等

1 情報共有による自治運営(第23~27条)

〇情報提供

〇情報公開

〇個人情報保護

〇会議公開

○情報共有の手法等の整備

2 参加及び協働による自治運営(第28~32条)

○多様な参加の機会の整備等

〇審議会等の市民委員の公募

〇パブリックコメント手続 〇協働推進の施策整備等 〇住民投票制度

3 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条)

自治推進委員会

- 2 自治の将来・かわさきの未来
- ①「人口減少時代」にどうソフト・ランディングするか
- ●政策選択の時代ー「あれもこれも」から「あれかこれか」へ 「ムダの見直し」でなく、「優先度の選択」に
- ●プロセスから成果へ、行政の成果から生活の成果へ
 - •「プロセス」志向:手続は正しい、住民参加を丁寧にやった
 - ・「行政の成果」志向:○○億円かけた、○○施設をつくった
 - •「生活の成果」志向:待機児童が○人減った、満足度が○% アップした
- ●「予算」発想から、「政策資源」発想へ
 - ~政策資源=財源、権限、人材、情報___的確な組み合せを
- ●ますます重要になる「マニフェスト」
 - ~成果志向の導入、政策論議の活性化、政治家の政策責任

- ②決断型リーダーか、調整型リーダーか - 「決められる政治」はこわい?
- ●日本の地方自治の特徴=二元代表制(首長制)
 - =執行機関の長を直接選挙する、二つの代表機関が並立
 - ⇔英国:カウンシル制(議員が行政各部を指揮)
- ●デモクラシーのタイプの違い
 - ̄・首長=リーダーシップ型デモクラシー
 - 議会=熟議型デモクラシー
 - ➡両方のデモクラシーが相まって自治体運営が円滑化
- ●首長のタイプ ~川崎市長はどのタイプ?
 - ¯•決断型リーダー
 - ・調整型リーダー
 - 殿様型リーダー
 - ~決断型が注目されがちだが、多様な利害・価値観の調整も重要

- ③プロ型議会かアマ型議会か ー川崎に必要なのはどっち?
- ●「議会不要論」の高まり
 - ←何をしているかわからない、政務活動費をムダ使い、政策力が乏しい(追認機関にすぎない)
- ●プロフェッション型議会とアマチュア型議会を選択できる制度を
 - ・プロ型=政策形成に重点、専業前提、所得保障、定数抑制
 - ・アマ型=行政統制に重点、兼業前提、夜間等開催、名誉職
 - *選挙制度~大選挙区見直し、サラリーマン・公務員の立候補
- ●「質疑主義」から「相互討論主義」へ
 - 当局への質疑が中心←議院内閣制の誤解
 - ⇒議員相互の議論(熟議)こそ重要
- ●「拒否する権力」として存在感発揮⇒「価値を生む権力」へ

- 4 行政区の個性と自主性
 - 一川崎は「地域連合都市」になれるか
- ●川崎は「地域連合都市」をめざすか
 - ←・145万人は「自治の単位」としては大きすぎる
 - •7つの区は多様、個性的
- ●川崎市の取組み
 - •自治基本条例で区の役割等を規定(2005年)
 - ・行政区長への民間人登用(2005年)
 - •川崎市区民会議条例施行(2006年)
- ●「区」の自立性・独自性と「市」の統合性・代表性
 - •市全体の統合性・一体性を損なわないか
 - •市長・議会の代表性・政策責任を損なわないか
 - ⇒条例で区のあり方を決める、区長の特別職化・公選制?

- ⑤100年計画のまちづくり?
 - 一個性と風格のある都市をつくれるか
- ●まちづくりには時間がかかる?
 - ースピードと効率を追求しすぎた 日本
- ●個性とゆとりのない日本社会
 - ーワークライフバランス
 - ~背景としての社会保障

英国チェスターと 新百合ヶ丘

- ●若いまち・かわさき
 - -100年の歴史をつくれるか

